
規 則

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第 号

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自然環境保全条例施行規則（昭和49年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第3の9中(3)を(5)とし、(2)を(3)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

別表第3の9の(1)の次に次のように加える。

(2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則